

(令和6年度活動報告) 地域生活支援拠点機能充実プロジェクト

1 協議実施状況

実施回	実施日	協議事項等
第1回	令和6年 8月7日	・部会の成果目標等の確認 ・不足する拠点機能の洗い出し ・機能充実に向けた、手法や課題の抽出 ・スケジュールの確認 →令和8年度に、機能充実を実現した拠点を稼働。
第2回	令和6年 11月6日	・本市版拠点が担う機能の全体像の整理 ・3つの機能について、具体的な枠組み及び運用等の意見を整理
第3回	令和7年 2月4日	・3つの機能について、実施の枠組み（案）を協議 →詳細、以下に詳述。 ・関係事業所に対する拠点登録を要請することを目的とした、説明会の開催等を決定

2 地域生活支援拠点の機能充実に必要な3つの機能

(1) 相談機能

親の急な体調悪化等の緊急事態、将来的な生活維持への不安、緊急事態時の関係機関へのコーディネート等を担う相談機能の充実。

(2) 緊急時受入機能

親の急な体調悪化等の緊急事態が生じた時に、(1)の相談機能のコーディネートによる、市内の入所施設への短期的な入所を受け入れる体制の充実。

(3) 体験の機会機能

将来の親の体調悪化等の緊急事態に備えたグループホーム等の体験利用、精神科入院からの地域移行する際のグループホーム等の体験利用についての、市内事業所の受け入れ体制の充実。

☆3つの機能を円滑に実施するためには・・・

●利用者、関係事業所、行政等との調整を担う「コーディネーターの配置」が必要。

●市内関係事業所の理解と協力＝「拠点事業所登録」が必要

3 「相談機能」の充実に向けた実施（案）

(1) 拠点相談業務の実施概要

①実施方式 市業務委託 ※市内の相談支援事業所に限る。

②職員体制 コーディネーターの配置（1名。兼務可。）

③業務内容

業務名	業務内容
相談受付	・ 8050 問題等、近い将来の生活への不安等に関するもの <土日、祝日及び24時間対応について> ・ 本市においては「求めない」ことを想定。 →ただし、専用携帯等により当該時間帯での対応は想定。
相談対応 ※他事業所等への調整含む。	・ 相談内容に応じた、適切な助言 →リスト化による、適宜のフォローアップ含む ・ 必要な拠点サービス及び障害福祉サービスの利用に向けた、他事業所等との調整
アウトリーチ業務	・ 市（事業所等含む）から提供された情報に基づく、対象世帯への調査・把握 ・ 対象世帯のリスト化による、適宜のフォローアップ

(2) 今後の対応等

以下の事項について、部会と事務局で調整しながら進めていくこととした。

●機能を担うことが可能な、市内相談支援事業所への要請

→拠点相談の受付窓口の設置及び各種調整を図るコーディネーターの配置を求める。

4 「緊急時受入機能」の充実に向けた実施（案）

(1) 緊急時受入の実施概要

項目	実施内容
利用対象者	・ 「短期入所」サービスの支給決定を受けていない「障害者」 →短期入所の支給決定を受けている障害者は、<u>「拠点経由の利用ではなく、通常の障害福祉サービスの利用である」</u>との整理とする。
利用要件	・ 同居の親族等の緊急事態（入院等）により、単身での生活が困難な状況となった障害者。 →利用要件は、今後も精査が必要。 ・ 受入期間が概ね1週間以内の短期間であること。 →1ヶ月以上などのケースの場合、障害福祉サービス等の別の解決手段を考慮すべき。
受入内容	・ 施設入所及び短期入所サービスに準じる。 →体験の機会等の拠点サービスを活用して、可能な限り利用者の障害特性等を施設側が事前に把握可能なものとする。 ・ 緊急事態に限り、日帰り受入についても対象とすることを想定。

実施方式 及び 費用負担	・市と各事業所で委託契約を締結し、「単価／日」を市が事業所に負担することを想定。 →食事代、雑費等については、自己負担を想定。 →「介護認定外の高齢者の受け入れ事業」をモデルに構築することを想定。
受入施設の選定	・市内全入所施設が協力して対応することを基本とする。 →障害特性等に応じて、コーディネーターと各施設との調整により利用施設を決定する。 ・空床確保を市から要請することは想定していない。

(2) 今後の対応等

以下の事項について、部会と事務局で調整しながら進めていくこととした。

●入所施設等事業所への説明会開催により、理解と協力を要請

→拠点機能での受入体制、必要事項、費用負担等を、まずは現場レベルで把握していただき、拠点登録に向けての理解と協力を得ていく。

5 「体験の機会機能」の充実にに向けた実施（案）

(1) 体験の機会の実施概要

項目	実施内容
利用対象者	①障害福祉サービスの支給決定を受けていないが、将来的なリスクが想定される「障害者」 →障害福祉サービスの支給決定を受けている障害者は、「拠点経由の利用ではなく、通常の障害福祉サービスの利用である」との整理とする。 ②地域移行を検討中の、施設入所又は精神科病院入院中の障害者
利用要件	・将来の施設入所及びグループホーム利用等を検討している障害者。 ・体験の機会の提供であることから、利用期間は概ね1週間以内の短期間であること。
提供内容	・施設入所及び共同生活援助サービスに準じる。
実施方式 及び 費用負担	・市と各事業所で委託契約を締結し、「単価／日」を市が事業所に負担することを想定。 →食事代、雑費等については、自己負担を想定。 →「介護認定外の高齢者の受け入れ事業」をモデルに構築することを想定。
受入施設の選定	・市内全関係施設が協力して対応することを基本とする。 →障害特性等に応じて、コーディネーターと各施設との調整により利用施設を決定する。

(2) 今後の対応等

以下の事項について、部会と事務局で調整しながら進めていくこととした。

- 共同生活援助サービス等事業所への説明会開催により、理解と協力を要請
→ 拠点機能での提供体制、必要事項、費用負担等を、まずは現場レベルで把握していただき、拠点登録に向けての理解と協力を得ていく。

6 まとめ

令和8年度に「機能の充実を図った拠点の稼働」を目途としていることから、今後においても、

- ① 機能充実の詳細についての協議
- ② 関係事業所へのはたらきかけ
- ③ 各種調整事項 他

について、プロジェクトで方向性や対応を協議し自立支援協議会にご報告、ご意見を伺うとともに、障害当事者からのお話を伺う機会を設定し、拠点の運用に可能な限り反映させていきながら進めていくこととしている。

以上